<図面の見方及び明示書の作成方法について>

■ 図面の見方

- ・ 平面図の凡例「立体的な範囲を定めている区域**///**東」は東行きの道路の区域を、「立体的な範囲を定めている区域<mark>///</mark>西」は西行き の道路の区域を示しています。
- ・ 平面図に表記している「NO. 東〇〇」及び「NO. 西〇〇」は、それぞれ東行き及び西行き道路の測点ナンバーを示しています。
- ・ 縦断図(東行)の測点ナンバーは、平面図の「NO. 東〇〇」と対応しています。また、縦断図(西行)の測点ナンバーは、平面図の「NO. 西〇〇」と対応しています。

横断図は、東行きの測点ナンバーで示しています。 例:【大阪門真線】縦断図(2) 東行 例:【大阪門真線】平面図(2) 地盤高 -20,00 -30,00 -40,00 地盤高から大阪門真線の立体的 な範囲を定めている区域までの -50,00 (例) 平面図「NO. 東 155」と、 深さ 縦断図東行の東行測点 -60,00 「NO. 155」が同じ地点

■ 明示書の作成方法

- ・ 申請地付近の平面図及び縦断図(東行)のページを印刷してください。
 - ▶ 印刷の設定は「実際のサイズ」または「倍率 100%」を選択してください。それ以外を選択すると縮尺が変わります。
 - ▶ 適切に印刷した場合の縮尺は、平面図が 1/2,500、縦断図が縦 1/800、横 1/2,000 になります。
- · 平面図には、申請地の区域を示してください。
- · 縦断図(東行)には、地盤高を示すライン上に申請地の位置を示すとともに、地下構造物(基礎含む)の最深の位置を示してください。